

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
KOBEエコアクション応援アプリ「イイことぐるぐる」に係る保守運用業務	R5. 4. 1	ジョルダン(株)	6, 663, 800	業務を効率的かつ円滑に行うには、既存システムの内容を熟知している必要があり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため。また、本業務（アプリのシステム保守、コンテンツ管理及び機能の追加）について円滑な対応が確実に実施できると認められるのは、開発事業者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局環境創造課 (TEL: 595-6093)
分別基準適合物（ガラスびん・ペットボトル・容器包装プラスチック）の再商品化業務	R5. 4. 1	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	6, 102, 153	委託候補先である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会は、分別基準適合物の再商品化を行う法人として、容器包装リサイクル法第21条に基づき、再商品化業務を適正かつ確実に行うことができるものとして、国が指定した唯一の指定法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6141)
収集業務管理システム保守及び運用サポート業務	R5. 4. 1	株式会社ゼンリン 神戸営業所	1, 845, 800	収集業務管理システムを製作したもの以外の者に施行させた場合、システム等の使用に著しく支障が生じる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6141)
ふたば資源回収ステーション管理運営業務	R5. 4. 1	特定非営利活動法人ふたば	1, 800, 000	「特定非営利活動法人ふたば」はふたば学舎の指定管理者として、平成22年11月のオープン以降、長年にわたり、市民の地域活動への参加支援を行うとともに、交流・学び、歴史、文化、ものづくり等を通じて地域活性化を担う人材の育成等、様々な事業を行っている。資源回収ステーションは地域の拠点施設において地域と一体となって運営を行う必要があることから、地元住民を中心に組織される「特定非営利活動法人ふたば」を委託事業者として選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6091)

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

使用済み蛍光管等の処理・処分業務	R5. 4. 1	野村興産株式会社関西営業所	73 (1kgあたり)	家庭から排出された使用済み乾電池等（廃蛍光管含む）の広域回収・処理を安全かつ効率的に実施するために、公益社団法人全国都市清掃会議による「使用済み乾電池等広域回収処理事業」が実施されており、水銀使用廃製品を適正処理・再資源化を安全・確実にを行うためには、当該事業を活用するほか無い。よって当該事業の「使用済み乾電池等」の『広域回収・処理センター』の指定を唯一受けている野村興産株式会社と契約した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6077)
大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業建設委託	R5. 4. 1	大阪湾広域臨海環境整備センター	51,635,000	広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76号）に基づいて設立された団体と基本協定書に基づき契約するため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6102)
昭和環境㈱鍋谷処分場における排水処理施設等の維持管理業務	R5. 4. 1	シンセイ㈱	4,673,352	本業務は、専門的な知識・技術が必要であり、当該処理施設を施工した当該業者と契約しなければ、契約の目的を達成できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局環境保全課 (TEL: 595-6189)
令和5年度淡水域におけるブルーカーボンの評価並びに水質環境および水生植物に与える影響に係る調査研究	R5. 4. 1	国立大学法人神戸大学	2,500,000	本業務は、国内初となる淡水域におけるブルーカーボンの評価と生態系に与える影響を調査するという非常に高い技術や知見が求められるものであり、湖沼や貯水池などの淡水域における水質調査や沿岸域の生態系と水質の関係を国内で唯一研究されている神戸大学の中山教授の深い知見により、評価に有効なデータの収集とともに、生態系を維持・回復を目指す環境保全活動に繋げることが可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

使用済み蛍光管等の運搬業務	R5. 4. 3	日本通運株式会社神戸支店 日本貨物鉄道株式会社関西支社近畿支店	130, 500 (市内保管場所～野村興産(株)関西工場 1台あたり)  31. 4 (野村興産(株)関西工場～野村興産(株)イトムカ鉱業所 1kgあたり)  142, 700 (市内保管場所～野村興産(株)イトムカ鉱業所 1基あたり)	家庭から排出された使用済み乾電池等(廃蛍光管含む)の広域回収・処理を安全かつ効率的に実施するために、公益社団法人全国都市清掃会議による「使用済み乾電池等広域回収処理事業」が実施されており、水銀使用廃製品を適正処理・再資源化を安全・確実に行うためには、当該事業を活用するほか無い。よって当該事業の「使用済み乾電池等」の運搬業務の委託先として指定を唯一受けている日本通運株式会社及び日本貨物鉄道株式会社と契約した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局業務課 (TEL: 595-6077)
環境DNA分析(網羅的解析)による海域の魚類生息状況調査業務	R5. 4. 3	公益財団法人ひょうご環境創造協会	2, 500, 000	環境局では、国立大学法人神戸大学と「国立大学法人神戸大学大学院人間発達環境学研究科と神戸市環境局との環境DNA分析による生物調査及び研究に関する覚書」を締結している。 委託先候補事業者は、本研究分野に先駆的に取り組んでいる神戸大学(源准教授)と環境DNA分析による生物調査方法に関する共同研究契約を締結している兵庫県内唯一の事業者であり、源准教授から随時指導・技術提供等を受けることが可能である。 また、委託先候補事業者は、平成30年度以降、環境DNA分析に関する業務を受託しており、良好な成果を上げている。 これらのことから、当該業務を実施できるのは、委託先候補事業者のみである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

令和5年度ニホンイシガメの保全に向けた生態調査業務	R5. 4. 3	株式会社自然回復	3, 586, 000	<p>当該事業者は、あいな里山公園に生息しているニホンイシガメの保全業務を以前より取り組んでおり、令和3年度からは試験的に発信機を装着したニホンイシガメの導入・追跡調査を実施しているところである。これらの効果を検証するためには、継続した調査を同じ技術レベルで行っていく必要がある。</p> <p>このため、本調査を実施できるのは、令和4年度の調査業務を受託し、発信機の管理及び追跡調査を実施している委託先候補事業者のみである。</p> <p>また、ニホンイシガメの生息状況の調査や、産卵環境及び幼体の生息状況・環境調査、適切な場所へのクサガメの隔離放流、アライグマの出現状況を踏まえたカメラの設置については、過年度の調査業務を踏まえて実施する必要があり、調査データの解析についても過年度の調査結果と関連付けて行う必要があることから、委託先候補事業者が保有する知見やノウハウが必要になる。</p> <p>これらのことから、当該業務を実施できるのは、委託先候補事業者のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)
令和5年度 ニホンジカによる生態系等への影響調査業務	R5. 4. 3	株式会社野生動物保護管理事務所	23, 675, 300	<p>本業務は、令和4年度に引き続き実施中の、本市及びその周辺におけるニホンジカの分布状況の把握および、六甲山系へのニホンジカ侵入・定着を防止するための施策を検討することを目的としており、ニホンジカの生息状況、移動経路及び行動の把握等に係る調査については、専門的な知識及び経験によるところが大きい。</p> <p>本候補者は、高度な技術や知識が必要なニホンジカ低密度生息下における捕獲や分布調査等を実施可能な高い専門性を有しており、令和元年度から環境局の生息実態調査業務を実施してきている。</p> <p>令和5年度の業務であるニホンジカの行動把握においては、令和3年度にGPS首輪を装着したメス個体を対象に継続した追跡調査を同じ技術レベルで行い、令和元年度から令和3年度にかけて実施したオス個体のGPS首輪による追跡調査の結果と合わせて解析する必要がある。また、六甲山系におけるニホンジカの侵入・定着リスクを評価したマップの作成においても、令和4年度に新たに拡大した六甲山地を含む調査結果と令和5年度に行う調査を関連付けて解析する必要があり、過年度と同じ技術レベルでの継続調査やこれまでの業務により蓄積した委託先候補の事業者が保有する知見やノウハウが不可欠である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	環境局自然環境課 (TEL: 595-6216)

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

<p>スマートフォンアプリを活用した市民参加型生物調査業務</p>	<p>R5. 5. 30</p>	<p>株式会社バイオーム</p>	<p>1, 595, 000</p>	<p>本業務の目的を達成するには、ツヤハダゴマダラカミキリ等の分布情報データを効率的かつ大量に入手する必要があり、そのためには、より多くの情報が収集できる市民参加型生物調査が適している。また、市民参加型生物調査の方法として、多くの市民が参加可能なスマートフォンの生物同定アプリを活用するのが、効果的・効率的であるが、使用するアプリは、精度が高く調査結果が信頼できるものを選定する必要がある。</p> <p>委託先候補事業者は、スマートフォンで撮影した生物の種類をAIで同定し、位置情報を含めたデータを投稿できるスマートフォンアプリ「Biome」を開発している。Biomeは、①独自のアルゴリズムによる種同定AI（特許第6590417）を実装しており、専門的な知識が無くても精度が高い生物調査を行うことができ、②国内の生物種のほぼ全てを網羅する約9万5千種に対応したデータベースを収録し、種の特徴等を記載した図鑑機能があり、投稿の際の参考とできる、③クエストというイベント機能があり、ゲーム感覚での市民の参加を促し、生物情報を集積することができるなどの優れた特徴を有し、Biomeを活用した生物調査を環境省、大阪府、東京都足立区等の行政機関においても実施されている。現在、このような機能を有する日本語のスマートフォンアプリは、Biome以外には無い。</p> <p>以上より、本業務を多くの市民の参画の下、効果的・効率的に実施し、有効な調査結果を得ることができるのは、委託先候補事業者のみであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>環境局自然環境課                  (Tel: 595-6216)</p>
<p>令和5年度里地里山の生物多様性向上に向けた整備及び生態系サービスの評価に係る調査研究</p>	<p>R5. 6. 1</p>	<p>国立大学法人神戸大学</p>	<p>6, 000, 000</p>	<p>本業務は、小河山林等において、生物多様性の向上を図る取り組みを進めるにあたり、生物の状況を現地調査や環境DNA調査等で把握した上で整備の方向性や、生態系サービスの評価の研究に組み込むものであり、研究的な要素を含む非常に専門性が高い業務となっている。</p> <p>委託先候補である神戸大学には、本業務を進めるにあたり有用な知見やノウハウを有する「神戸大学生物多様性研究グループの専門家（別紙参照）」等が在籍している。これまで、通年で現地調査や環境DNA分析などを実施して生息する生物相を明らかにしてきた。他、アンケート調査による市民ニーズの分析も行っている。今後の施策に活かすため、継続した生物モニタリングや樹木伐採後の森林の植生の解析、市民ニーズのより詳細な分析が必要である。</p> <p>各分野の専門家が有する情報の共有や連携を密に図りながら業務を進めていく必要がある、このような専門家グループを有する神戸市内の大学は、神戸大学のみである。以上のことから、本業務を実施できるのは神戸大学のみである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)</p>	<p>環境局自然環境課                  (Tel: 595-6216)</p>

委託契約における特命随意契約の結果について  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

港島クリーンセンター 他1箇所ごみ計量システム改修業務	R5. 7. 24	J F Eアドバンテック株式会社	98, 445, 600	本業務は既設設備のメーカーの独自技術により構築されたシステムに機能を追加変更するものであり、他社が本改修を行うことは不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (TEL: 595-6162)
東クリーンセンターごみ計量システム改修業務	R5. 8. 31	株式会社アセック	36, 080, 000	本業務は既設設備のメーカーの独自技術により構築されたシステムに機能を追加変更するものであり、他社が本改修を行うことは不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (TEL: 595-6162)
布施畑環境センター給水配管設備更新業務	R5. 9. 7	一般財団法人 神戸住環境整備公社	239, 514, 000	公共工事の品質確保の促進に関する法律第21条第1項に基づいて公共工事の発注業務を公正に行うことができる者として選定されて行うもので、かつ、既設給水設備等の財産を約30年間所有してきたことから土地及び設備の図面等データを有し、業務遂行に必要な知識と能力を備えたものであるため (地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当)	環境局施設課 (TEL: 595-6162)
一般廃棄物セメントリサイクル	R5. 4. 1	(公財)ひょうご環境創造協会 西播通運(株) 住友大阪セメント(株)	22, 000 (1tあたり)	ごみ焼却施設から発生する焼却灰をセメント原料として再資源化するセメントリサイクル事業であり、兵庫県及びその周辺で実施している唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	環境局 西クリーンセンター (TEL: 974-2005)